

実現に向け、バリアフリー法の規定に基づき、本基本構想に即した特定事業計画を各施設設置管理者等が作成し、これに基づいて特定事業を実施することになります。特定事業計画の作成や事業の実施にあたり、各施設設置管理者等は、具体的な改善箇所や方法について、市と連携して必要な情報提供を行い、できる限り多くの方の意見が反映されるように努めることとします。

また、特定事業以外の事業についても同様の方策をとります。

1. 重点整備地区における取組みの推進

(1) 特定事業計画の作成

重点整備地区における施設設置管理者（公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者及び建築主等）、公安委員会及び市は、本基本構想に即して令和4年度中に特定事業計画を作成することとします。この特定事業計画を定めるにあたってはあらかじめ市及び関係する施設設置管理者の意見を聴くことが義務付けられており、事業者間において十分な調整を行う必要があります。また、高齢者、障害者等をはじめ利用者の意見を聴くこと等により、それらが十分に反映されるように努めることとします。あわせて、本基本構想の策定過程において、多くの方から寄せられた様々な意見・要望を十分尊重して特定事業計画を作成することとします。

(2) 特定事業の実施

重点整備地区において定められた生活関連経路及び生活関連施設の管理者等は、基本構想の達成に資するように、その管理する施設についてバリアフリー化の事業の実施に努めるものとされています。また、本基本構想の基本的考え方である「市民参加の原則 ②事業実施への参加」を踏まえ、事業実施段階においても市民参加の機会の確保に努めることが求められます。

実施にあたっては、「第2章5. その他の事項 (3) 既存公共施設のバリアフリー化 ②当事者参加の仕組みの検討」に記載したとおり、高齢者、障害者等の利用者の目線から課題を確認する取組みを進めるための仕組みづくりが重要です。また、民間の施設設置管理者に対しても、当事者参加の趣旨を周知し、仕組みに関する情報提供を行います。

2. 促進地区における取組みの推進

重点整備地区外における生活関連施設やネットワーク経路では、特定事業計画は作成しませんが、バリアフリー化の事業の実施に努めることが期待されます。

そのため、市は、促進地区の施設設置管理者等に対しバリアフリー化の事業の実施状況や課題などについて情報収集を行い、「3. 進捗状況の把握及び評価」で示すバリアフリーネットワーク会議を通じて報告、共有を図ります。また、市内での取組み実施状況や具体的な取組み例などを情報提供することにより、自発的な取組みの推進に向けて働きかけを行います。特に簡易的な設備の導入や人的対応の工夫など、負担の少ないソフト施策の実施を推進することにより、市全体としてのバリアフリー水準の向上につなげていきます。

また、既存公共施設や公共サインのバリアフリー化については、「第2章 5. その他の事項」に示したとおり、別途具体的な整備方針等を定め、施設と道路の連続性に留意しながら計画的に事業を推進することとします。

3. 進捗状況の把握及び評価

全ての人の移動や施設の利用が円滑に行われるためには、スパイラルアップを図る仕組みが重要です。平成30年のバリアフリー法改正により、市町村は、促進方針又は基本構想を作成した場合には、おおむね5年ごとに、当該促進方針・基本構想において定められたバリアフリー化のための取組みや特定事業等の実施状況についての調査、分析及び評価を行うように努めることとされました。

本市では、旧基本構想の策定から5年後の中間段階に、市民及び事業者が協働してバリアフリー化を推進することを目的にバリアフリーネットワーク会議を設置し、事業実施箇所の視察や意見交換を行いました。あわせて、特定事業計画の進捗状況の把握や関係団体へのヒアリング調査などを行い、これらの結果を基にバリアフリー基本構想評価委員会（学識経験者・市）で中間評価をまとめています。

バリアフリーネットワーク会議は、中間評価以降継続的に開催しています。特定事業の進捗状況を市民と事業者で確認・共有し、現地確認や意見交換を行うことで、事業者の整備における留意事項への気付きを促すとともに、市民にとっても事業者の取組みへの理解を深める場となっています。また、高齢者、障害者等の当事者間の相反するニーズに対する相互理解を図る場としても重要な役割があります。

■ バリアフリーネットワーク会議による検討経緯

平成27年度	バリアフリーネットワーク会議の設置
平成28年度	3駅周辺の主な整備事業を視察評価委員会との合同開催で3回の会議を開催し、中間評価について検討
平成29年度～平成30年度	後期特定事業の進捗状況確認及び意見交換
令和元年度	前期及び後期特定事業の進捗状況確認及び武蔵境駅南口駅前広場の視察を行い、旧基本構想の事後評価並びに改定に向けた課題について意見交換

※令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い開催見送り

本基本構想においても、引き続きこの枠組みを活用し、特定事業の進捗にあわせ、移動に制約のある人をはじめとした市民との意見交換を行っていきます。また、促進地区で実施した取組みや課題などについてもバリアフリーネットワーク会議の中で確認・共有していきます。

また、以下に示す第三者機関を設置し、事業の進捗に応じた適切な段階で実施状況の評価等を行います。本基本構想の基本的考え方である「市民参加の原則 ③評価への参加」を踏まえ、評価の実施にあたっては、バリアフリーネットワーク会議における意見交換の内容等、利用者及び事業者双方の意見を十分に反映することに留意します。

■ 情報共有・意見交換のための機関

(ア) 名称

武蔵野市バリアフリーネットワーク会議

(イ) 目的

市民及び事業者等の協働により、まちづくりにおけるバリアフリー化に関する調査及び研究、施策の推進を図ることを目的とする。

(ウ) 設置時期

平成 27 年度から年 1 回程度実施（中間評価等は必要に応じ複数回実施）

(エ) 構成

学識経験者、高齢者・障害者等の関係者団体代表、市民、主な施設設置管理者及び市

(オ) 役割等

まちづくりにおけるバリアフリー化の取組みに関し、市民と各事業者で情報を共有するとともに、市民及び事業者が合同で現地確認や意見交換を行うことで、取組みの改善に向けた課題への理解を深め、施策の推進につなげる。

(カ) 事務局

バリアフリー基本構想担当課とする。

■ 評価のための機関

(ア) 名称

武蔵野市バリアフリー基本構想評価委員会（仮称）

(イ) 目的

本基本構想及びこれに基づく特定事業計画に即した事業の実施状況並びに促進地区における取組みの状況について評価することを目的とする。

(ウ) 設置時期

中間評価段階（令和 8 年度～ 9 年度を想定）

(エ) 構成

学識経験者及び市

(オ) 役割等

バリアフリー基本構想に基づく各特定事業計画及び本基本構想に基づいて市が行う特定事業以外の事業がその年次計画に従って実施されているかを判断するため、関係者から資料の提出及び説明を求めることができる。特定事業の実施状況等について評価を行い、市長に提言する。

(カ) 事務局

バリアフリー基本構想担当課とする。

市は、武蔵野市バリアフリー基本構想評価委員会（仮称）からの提言により特定事業が実施されていないと認める時は、事業等を実施すべき事業者に対して、バリアフリー法に基づき、その事業の実施を要請することができるものとします。

目標年次となる令和 13 年度には、本基本構想そのものの事後評価を行うとともに、事業の進捗状況やバリアフリー法及び政省令の改正などの社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて本基本構想の改定を行います。

中間評価及び事後評価にあたっては、実施状況についての情報を公表するとともに、アンケート調査、ヒアリング調査、現地調査など、旧基本構想の改定にあたり実施した市民参加の手法を踏襲するものとします。

4. 第六期長期計画に基づく個別計画との連携

令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とする第六期長期計画が令和元年度に策定されています。

長期計画は、各分野で定める個別計画（都市計画マスタープラン2021、地域公共交通網形成計画、道路総合管理計画*、緑の基本計画2019*、第3期健康福祉総合計画等）の上位に位置する市の進むべき方向性を示す総合計画です。計画期間が重なる本基本構想の事業推進にあたっては、長期計画との整合のもと、関連する各分野の個別計画と連携を図ることが重要になります。そこで、本基本構想に示されたバリアフリー化の方針を関係する各分野の個別計画に反映させていくとともに、連動した事業展開を図ることで、効果的に事業を推進していきます。

5. 国や関係自治体との連携

移動や利用に係るバリアフリー化の推進には、市域を越えた地区間の連携が重要になります。特に電車やバス等の地域公共交通機関における事業は必ずしも市内で完結するとは限らず、鉄道駅におけるホームからの転落防止対策の推進や案内サインの充実、バスの乗降システムの統一化などには広域的・複合的な検討が不可欠です。

また、本基本構想では、長期的に実現されるべきバリアフリー化の姿を明らかにする観点から、今後、記載した内容に基づき検討をはじめの中長期的な取組みも示しており、効率的かつ効果的に事業を推進するためには、関連技術の進歩や最新の取組みに関する情報収集が課題となります。

国は、高齢者、障害者をはじめ誰もが社会の担い手として役割を持つ国づくりを目指し、全国的な視点からハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化に必要な施策を推進する責務があり、市は、国の施策に準じて必要な措置を講ずる努めがあります。

本基本構想では、国の施策に準じて、地域におけるバリアフリー化に必要な様々な取組みを示しました。今後は、これらの取組みにより地域のバリアフリー化が進展していきますが、本市のみならず、全国でも同様の優良な取組みが展開されることが必要です。そこで、本市の取組みで得られた検討すべき課題や新たな知見を国や関係自治体等に発信するとともに、連携し課題の解決に取り組むことで、市内にとどまらず、広く市域を越えたバリアフリー化の実現を目指します。

なお、これらの知見や課題の発信にあたっては、市民や関係団体等との協働による取組みの中で出てきた意見や提言などを取り入れていきます。